

## <親権者変更調停を申し立てる方へ>

### 1 概要

離婚の際に未成年の子どもがいる場合には、父母の合意で親権者を定めることができますが、離婚後の親権者の変更は、必ず家庭裁判所の調停・審判によって行う必要があります。調停手続を利用する場合には、親権者変更調停事件として申し立てます（親権者が行方不明等で調停に出席できない場合などには、家庭裁判所に親権者変更の審判を申し立てることができます。）。

親権者の変更は、子どもの健全な成長を助けるようなものである必要があるため、調停手続では、申立人が自分への親権者の変更を希望する事情や現在の親権者の意向、今までの養育状況、双方の経済力や家庭環境等の他、子の福祉の観点から、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、生活環境等に関して事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握し、子どもの意向をも尊重した取決めができるように、話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

### 2 申立人

子どもの親族（一般的には父又は母）

### 3 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

- ・ 相手方の住所地が徳島県内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
徳島市、小松島市、阿波市、鳴門市、吉野川市、名東郡、板野郡、勝浦郡、名西郡	徳島家庭裁判所
阿南市、那賀郡	徳島家庭裁判所阿南支部
海部郡	徳島家庭裁判所牟岐出張所
美馬市、美馬郡	徳島家庭裁判所美馬支部
三好市、三好郡	徳島家庭裁判所池田出張所

### 4 申立てに必要な費用（調停の場合）

- (1) 収入印紙・・・1200円（子1人につき）
- (2) 郵便切手100円×2枚、84円×8枚、20円×2枚、10円×5枚  
（合計962円分）

（郵便切手については、必要に応じて追加で納付をお願いすることがあります。）

※ 収入印紙と郵便切手は、当裁判所内では販売しておりませんので、郵便局などで購入してください。

### 5 申立てに必要な書類

- (1) 申立書とその写し各1通
  - ① 申立書の写しは、原則として相手方に送付することになります。
  - ② 申立書は、裁判所用、相手方用、申立人（あなた）用として3通（相手方用及び申立人用は裁判所用のものをコピーしたものでも可）作成し、そのうち2通を提出してください。
  - ③ 相手方にあなたの連絡先（住所や電話番号等）を知られたくない場合は、申立書の住

所欄に「非開示」と記載してください。

- (2) ①事情説明書（親権者変更）  
②連絡先等の届出書  
③進行に関する照会回答書
- (3) 戸籍謄本（全部事項証明書）（3か月以内に発行されたもの）
  - ① 申立人の戸籍謄本
  - ② 未成年者の戸籍謄本（①と同じ場合は合わせて1通で構いません。）
  - ③ 相手方の戸籍謄本

※ この申立用紙を市町村役場の戸籍係に示すなどして、手続に必要な旨説明して交付を受けてください。どうしても交付が受けられない場合は、徳島家庭裁判所本庁では、申立人が相手方と離婚した旨の記載のある戸籍謄本でも構いません。他の家庭裁判所に申立てをされる方は、提出先の家庭裁判所にお問い合わせください。

## 6 調停手続に必要な資料

調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

## 7 資料の提出方法、資料の閲覧・謄写（コピー）について

- (1) 裁判所に提出する資料に他方当事者及び裁判所にも知られたくない情報が部分的にある場合は、該当部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所や勤務先等）を隠した上でコピーしたものを提出してください。

※ 原本にマジック等で黒塗りすると、後で原本が必要になった場合に利用できなくなりますので注意してください。また一度提出された資料は返却できませんので注意してください。

- (2) 裁判所に提出する資料について、他方当事者にその全部又は一部の情報の非開示を希望する場合は、別添の「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の次に当該資料を付けてホッチキスで止めるなど一体として提出してください（相手方にあなたの連絡先（住所や電話番号等）を知られたくない場合は、5(2)②の「連絡先等の届出書」には、必ず「非開示の希望に関する申出書」を添付してください。）。
- (3) 裁判所に提出された資料等については、非開示の希望が出されている資料も含め、他方当事者は、閲覧・謄写（コピー）の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうかを判断します。非開示希望が出されても、場合によっては閲覧・謄写の対象となることがあります。

非開示を希望する資料の提出方法イメージについて

上記(1)の場合

住所 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 氏名 裁判 太郎
【提出方法】 知られたくない情報(住所や勤務先等)を隠した上でコピーして提出する。

上記(2)の場合

非開示の希望に関する申出書（別添）
【提出方法】 非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入し、資料をホッチキス等でとめて一体として提出する。

- (4) 調停が不成立で終了し審判手続が開始された場合には、調停手続中に提出された資料等のうち、裁判官が審判手続の審理に必要と判断した資料等は、閲覧・謄写（コピー）

の申請があれば、原則として許可されることとなります。

## 8 調停の進め方について

調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2～3時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくこととなります。詳しくは別添のQ&Aをご覧ください。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が調停期日に立ち会ったり、調停期日とは別に、未成年の子どもの意向や状況等に関する調査を行う場合もあります。

徳島家庭裁判所 家事調停係

〒770-8528 徳島市徳島町1丁目5番地1

電話 (088) 603-0148